

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 市立病院

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 ※
任期の定めのない常勤職員	69.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	52.3%
うち会計年度任用職員	47.2%
うち再任用職員	97.1%
うち任期付正職員・臨時的任用職員	94.3%
全職員	64.5%

※「差異」とは、以下の算出方法により算出される割合（パーセント）をいう。

$$\text{男女の給与の差異} = \frac{\text{女性職員の給与の一人あたり平均}}{\text{男性職員の給与の一人あたり平均}}$$

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異
局長・次部長相当職	71.8%
課長相当職	86.4%
課長補佐相当職	—
係長相当職	79.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異
36年以上	89.1%
31～35年	89.6%
26～30年	88.9%
21～25年	72.4%
16～20年	69.0%
11～15年	69.1%
6～10年	57.2%
1～5年	55.9%

【説明欄】

- ・ 相対的に給与水準が高い医師・歯科医師は、男性職員においてその比率が高く（約 49%）、女性職員においてその比率が低い（約 6%）。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。